

練馬区立開進第二中学校 令和7年度 学校いじめ防止対策基本方針

学校教育目標

- ・ 自立…よく考える人になろう
- ・ 勤労…すすんで働く人になろう
- ・ 協調…ともにたすけあう人になろう

家庭・地域との連携

- ・ PTA各組織
- ・ 町会、自治会（地域）
- ・ 家庭、保護者
- ※ 上記と密接な連携を図る。

いじめ防止対策委員会

- 【目的】個別的視点と普遍的視点から人権教育に取り組み、「いじめ」の未然防止に努める。いじめを絶対に許さない学校づくりに積極的かつ組織的に取り組み、早期発見、解決を図る。
- 【組織】校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、生活指導部員、学校いじめ対策推進教員、養護教諭、SC
- ＊必要に応じ、学級担任、関係教職員、外部諸機関も参加

関係機関との連携

- ・ 警察、児童相談所、SSW 子供家庭支援センター、医療機関など
- ・ 教育相談機関、相談窓口など
- ※ 上記と密接な連携を図り協働体制を構築する。

【いじめ防止の具体的取組】

①教職員の取組 ・ いじめに関する実態調査「いじめアンケート」の実施（年3回） ・ 教育相談（全生徒対象、年1回）、SCとの面談（1学年対象）、三者面談（年2回）の実施 ・ 積極的な生活指導の実践（校内巡視や情報交換・共通理解の徹底） ・ 相談室の開放、電話相談窓口、外部相談機関の周知などの体制整備 ・ 小さな情報でも速やかに情報共有を図る教員体制の確立	②生徒の取組 ・ 学級担任との望ましい信頼関係づくり（個別面談等） ・ 教職員への情報提供 ・ 学級活動や道徳を通じた学び合いと相互理解、他者理解活動の推進	③家庭・地域の取組 ・ 生徒の変化に気付く観察と学級担任との情報交換（数居の低い学校） ・ 地域ぐるみで生徒の見守り、学校への連絡、相談等の協力体制の確立 ・ PTA活動などへの参加
---	---	--

【いじめ早期発見に向けた取組】

①教職員の取組 ・ 学級活動、道徳教育、学校行事を通じた「心の教育」の推進 ・ 学校いじめ対策推進教員を指名し、更なる組織的対応を図る。 ・ 人権教育に基づく体験活動の充実（ボランティア体験、外国人や障がい者との交流、人権講演会、人権課題の理解、人権作文等） ・ 朝礼、集会などにおける講話 ・ 家庭連絡、訪問、地域関係者、関係諸機関、SC、心のふれあい相談員、生活支援員、SSW との情報交換、学校と家庭の連携事業 ・ セーフティ教室や情報モラル教室の開催、SNSルールの策定（インターネットやスマートフォンなどの正しい使い方の指導） ・ いじめ、不登校に関する校内研修の充実（生徒理解、生徒指導） ・ 学級通信、学年便り、生活指導便りによる情報発信と注意喚起	②生徒の取組 ・ 「思いやり宣言」を軸とした生徒会活動の推進 ・ あいさつ運動／朝清掃／委員会活動／部活動／いじめ防止啓蒙運動／学級目標 ・ 教職員、保護者、地域の方、SC、心のふれあい相談員 SSW 等への相談 ・ 学校行事、体験活動を通じた相互理解（望ましい人間関係づくり）	③家庭・地域の取組 ・ 家庭での話し合いを通じた規範意識の高揚 ・ 地域ぐるみで生徒の見守り、学校への連絡、相談等の協力体制の確立 ・ PTA活動などへの参加 ・ 情報モラル教室、セーフティ教室への参加 ・ 家庭におけるSNSルールづくり
---	---	--

【いじめに対する措置・対応】

①教職員の取組（いじめ防止対策委員会により下記の通り行う） ・ 正確な実態把握（当事者双方、周辺生徒からの聞き取り、被害生徒の保護、家庭との連絡・連携） ・ 指導体制、方針、支援策の決定（教職員の共通理解、役割分担、関係諸機関との連携） ・ 当該生徒への指導、支援（被害者生徒、知らせてきた生徒の不安の除去及び安全確保） ・ 教育的配慮のもと、加害者生徒に対する毅然とした態度による指導の徹底と加害に至った心のケア等の支援 ・ 当該生徒の保護者への支援と助言（周りで見ていた傍観者にも自分のこととして捉えさせる指導） ★いじめ重大事案発生時の対応 ・ 直ちに練馬区教育委員会へ報告。 ・ 対策委員会を核に、記録保存を徹底し、調査主体（学校／教育委員会／第三者委員会）と連携して事実関係を明確化。 ・ 必要に応じ、関係する専門機関と連携。	②家庭・地域の取組 ・ 当該生徒の精神的不安を取り除く話し合いと聞き取り教職員や関係諸機関との相談、連携、情報交換 ・ 被害生徒の安全確保 ・ 加害生徒の継続指導
--	--